

提出議案審議結果一覧表

会 期 平成30年5月10日
 実質審議 平成30年5月10日

1 日間
 1 日間

第2回議会臨時会

一連番号	議案番号	議 件 名	提出月日	委員会付託		審議結果	
				委員会名	付託月日	月日	議決内容
1		仮議席の指定	5・10			5・10	
2	選挙1	議長選挙	〃			〃	投票による 別紙1のとおり
3	選挙2	副議長選挙	〃			〃	投票による 別紙2のとおり
4		議席の指定	〃			〃	議長指定 別紙3のとおり
5		議会運営委員の選任	〃			〃	議長指名 別紙4のとおり
6		常任委員の選任	〃			〃	議長指名 別紙5のとおり
7		議長の常任委員辞任	〃			〃	許可決定 別紙6のとおり
8	選挙3	日高中部広域連合議会議員選挙	〃			〃	指名推選 別紙7のとおり
9	選挙4	日高中部消防組合議会議員選挙	〃			〃	指名推選 別紙8のとおり
10	選挙5	日高中部衛生施設組合議会議員選挙	〃			〃	指名推選 別紙9のとおり
11	選挙6	日高地区交通災害共済組合議会議員選挙	〃			〃	指名推選 別紙10のとおり
12	選挙7	新ひだか町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	〃			〃	指名推選 別紙11のとおり
13	議案1	副町長の選任につき同意を求めることについて	〃			〃	同意議決

一連番号	議案番号	議 件 名	提出月日	委員会付託		審議結果	
				委員会名	付託月日	月日	議決内容
14	議案2	新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	5・10			5・10	同意議決
15	議案3	新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃			〃	同意議決
16	議案4	新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについて	〃			〃	同意議決
17	議案5	新ひだか町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃			〃	同意議決
18	議案6	平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)	〃			〃	原案可決
19	議案7	新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定について	〃			〃	原案可決
20	議案8	新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	〃			〃	原案可決
21	議案9	新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	〃			〃	原案可決
22	議案10	新ひだか町都市公園条例の一部を改正する条例制定について	〃			〃	原案可決
23		議会広報特別委員会の設置について	〃	広報特別	5・10	〃	設置決定 付託決定 別紙12のとおり
24		委員会の閉会中の継続審査(調査)及び閉会中の継続事務調査について	〃			〃	決 定
		会議録署名議員 1日目 仮2番 城地君、 仮3番 畑端君					

会議開・閉時間

年 月 日	開議時間	閉議時間	
30. 5. 10	9時30分	15時46分	

選挙第 1 号 議長選挙

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により議長の選挙を行う。

記

1 選挙の方法 単記無記名投票

(法定得票数 4 票、同数のときはくじによる。)

2 当選人 福 嶋 尚 人 君

選挙第 2 号 副議長選挙

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により副議長の選挙を行う。

記

1 選挙の方法 単記無記名投票

(法定得票数 4 票、同数のときはくじによる。)

2 当選人 川 端 克 美 君

議席の指定

議席を次のとおり指定する。

記

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福 嶋 尚 人	9	阿 部 公 一
2	川 端 克 美	10	谷 園 子
3	志 田 力	11	田 畑 隆 章
4	渡 辺 保 夫	12	畑 端 憲 行
5	北 道 健 一	13	建 部 和 代
6	下 川 孝 志	14	池 田 一 也
7	細 川 勝 弥	15	木 内 達 夫
8	本 間 一 徳	16	城 地 民 義

議会運営委員の選任

新ひだか町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議会運営委員を次のとおり選任する。

記

委員 氏 名	3 番	志 田	力
	9 番	阿 部	公 一
	1 2 番	畑 端	憲 行
	1 4 番	池 田	一 也
	1 5 番	木 内	達 夫
	番		
	番		
定数	7 人以内で議長が定める数		

委員長	1 4 番	池 田	一 也
副委員長	9 番	阿 部	公 一

常任委員の選任

新ひだか町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、常任委員を次のとおり選任する。

記

	総務文教	厚生経済
委員 氏 名	1 番 福 嶋 尚 人	3 番 志 田 力
	2 番 川 端 克 美	5 番 北 道 健 一
	4 番 渡 辺 保 夫	7 番 細 川 勝 弥
	6 番 下 川 孝 志	9 番 阿 部 公 一
	8 番 本 間 一 徳	10 番 谷 園 子
	12 番 畑 端 憲 行	11 番 田 畑 隆 章
	13 番 建 部 和 代	14 番 池 田 一 也
	15 番 木 内 達 夫	16 番 城 地 民 義
定数	8 人	8 人

委員長	15 番 木 内 達 夫	16 番 城 地 民 義
副委員長	12 番 畑 端 憲 行	5 番 北 道 健 一

議長の常任委員辞任

総務文教常任委員に選任されました議長から、下記の理由により常任委員の辞任の許可を求める申し出がありました。

平成30年5月10日

新ひだか町議会議長 様

総務文教常任委員 福 嶋 尚 人

常任委員辞任願

このたび議長の職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき一箇の委員会に委員として所属することは適当でないので、総務文教常任委員を辞任いたしたいので許可されるようお願いいたします。

選挙第 3 号 日高中部広域連合議会議員選挙

日高中部広域連合規約第 8 条第 2 項の規定による広域連合議会議員の選挙を次のとおり行う。

記

- 1 選挙すべき議員の数 6 人
- 2 選挙の方法 指名推選
- 3 当 選 人 志 田 力 君 渡 辺 保 夫 君
本 間 一 徳 君 谷 園 子 君
池 田 一 也 君 木 内 達 夫 君

(参考)

日高中部広域連合規約 (抜粋)

(広域連合の議会の組織)

第 7 条 広域連合の議会の議員 (以下「広域連合議員」という。) の定数は、8 人とする。

(広域連合議会議員の選挙の方法)

第 8 条 広域連合議員は、関係町の議会の議員のうちから、関係町の議会において選挙する。

- 2 関係町の議会において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 新冠町 2 人
 - (2) 新ひだか町 6 人

選挙第 4 号 日高中部消防組合議会議員選挙

日高中部消防組合同規約第 5 条第 2 項の規定による組合議会議員の選挙を次のとおり行う。

記

- 1 選挙すべき議員の数 4 人
- 2 選挙の方法 指名推選
- 3 当選人 北道健一 君
下川孝志 君
阿部公一 君
畑端憲行 君

(参考)

日高中部消防組合同規約（抜粋）

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、6 人とする。

2 組合議員は、関係町の議会の議員のうちから、当該町の議会で選挙したものとし、その定数区分は、次のとおりとする。

- (1) 新冠町 2 人
- (2) 新ひだか町 4 人

日程第 1 4

選挙第 5 号 日高中部衛生施設組合議会議員選挙

日高中部衛生施設組合同規約第 5 条第 3 項の規定による組合議会議員の選挙を次のとおり行う。

記

- 1 選挙すべき議員の数 4 人
- 2 選挙の方法 指名推選
- 3 当 選 人 細 川 勝 弥 君
田 畑 隆 章 君
建 部 和 代 君
城 地 民 義 君

(参考)

日高中部衛生施設組合同規約 (抜粋)

(組合議会の組織及び議員の選挙方法)

第 5 条 この組合の議会の議員 (以下「組合議員」という。) の定数は、6 人とする。

- 2 組合議員は、関係町の議会の議員のうちから当該町の議会において選挙する。
- 3 関係町の議会において選挙すべき組合議員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 新冠町 2 人
 - (2) 新ひだか町 4 人

選挙第 6 号 日高地区交通災害共済組合議会議員選挙

日高地区交通災害共済組合同約第 6 条第 1 項の規定による組合議会議員の選挙を次のとおり行う。

記

- 1 選挙すべき議員の数 1 人
- 2 選挙の方法 指名推選
- 3 当選人 阿部公一 君

(参考)

日高地区交通災害共済組合同約（抜粋）

（組合の議会の組織および議員の選挙方法）

第 6 条 この組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 14 人とし、組合町長および組合町議会議員のうちから選挙された者 1 人をもってあてる。

選挙第7号 新ひだか町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙管理委員会委員及び同補充員
 を選挙する。

記

- 1 選挙すべき定員 選挙管理委員会委員 4人
 同補充員 4人
- 2 選挙の方法 投票（単記無記名投票）または指名推選
- 3 当選者

選挙管理委員会委員

飯岡博
山田則子
佐藤雅裕
八木涼子

同補充員

第1順位 北川冴子
 第2順位 下屋敷信彦
 第3順位 大森康正
 第4順位 田辺貞次

議会広報特別委員会の設置について

新ひだか町議会委員会条例第6条第1項による特別委員を次のとおり選任する。

記

- 1 選任すべき議員数 8人
- 2 委員氏名

2番 川 端 克 美	5番 北 道 健 一
8番 本 間 一 徳	9番 阿 部 公 一
10番 谷 園 子	12番 畑 端 憲 行
13番 建 部 和 代	16番 城 地 民 義

委員長	12番 畑 端 憲 行	番
副委員長	13番 建 部 和 代	番